御意見の概要

件数

御意見に対する考え方

## 1. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令の改定について

)再生利用製品の追加について		
再生利用製品が追加されることは法制定後の醸成を 鑑みた措置として適正であり、今後も経済性や安全性、 技術の普及性等の観点から更なる再生利用製品の追加 を期待する。	1	食品循環資源の再生利用を促進するためには、幅広い製品が対象品目として追加指定され、もって食品関連事業者がこの再生利用に積極的に取り組めるよう環境整備をしていくことが必要であると考えております。今後も技術的・経済的に再生利用が可能で、かつ、その需要や環境負荷等を勘案しながら新たな再生利用製品を追加すべく、引き続き検討してまいります。
再生利用製品が追加されることは、多量排出者の ユーザーにとっても選択肢の幅ができ、都市型の新しい リサイクル施設が増えることになると思う。	1	改正の趣旨に御賛同いただきありがとうございます。今後も、食品リサイクル法を適切に運用し、食品循環資源の再生利用等の促進を図ってまいります。
再生利用製品については、第一義に「マテリアル利用」,第二義に「サーマル利用」とすべきと考えるが、今回、新たに追加される製品のうち「炭化して製造される燃料及び還元剤」については、原則としてサーマル利用に限定している。マテリアル利用については木炭製品との競合を例に消費者ニーズがないとしているが、廃棄物処理の観点からいうと木炭製品より価格競争力が強く、肥料や特定堆肥,その他の製品の一部原材料として有価で市場流通(マテリアル利用)する場合,どのように考えるのか。	1	今回新たに追加を予定している「炭化して製造される燃料及び還元剤」は、化石燃料の代替品としての需要が見込まれ、地球温暖化対策の観点から食品リサイクルの立場からも取組を促進することは重要であると考えております。 当該炭化製品が、肥料取締法に基づく普通肥料又は特殊肥料として利用される場合には、法に基づく再生利用となりますが、法令で規定される製品以外を利用される場合には、法令に基づく再生利用とは認められないことになります。ただし、当該製品が確実に利用され、環境負荷も抑制されていることが明らかであれば、法令に基づく再生利用に準じた取組と評価することとなります。
炭化物については、土壌改良資材として利用できないか。	2	御指摘いただきましたとおり、食品循環資源を炭化して製造されるものとして土壌改良資材が想定されますが、土壌改良資材については、地力増進法において表示や品質の基準が定められていないこと、外観上適正な使用と不法投棄との区別も困難であり、土壌改良資材の使用と称した不法投棄を誘発し、また、周辺への生活環境に悪影響を及ぼす恐れが懸念されるため、今回、再生利用製品の追加対象から除外したところです。
「炭化して製造される燃料及び還元剤」の場合,食品小売業のリサイクルループにはならないのではないか。	1	再生利用事業計画は、食品廃棄物由来の特定肥飼料等を利用して生産される特定農畜水産物等を当該食品廃棄物の排出者である食品関連事業者が確実に引取り、利用されることが明らかである場合に認定されます。特定肥飼料等には、制度上は、今回新たに追加を予定している炭化製品も該当しますが、当該炭化製品の利用が、直接特定農畜水産物等の生産に関係しているかについて、今後、慎重に検討していく必要があります。
「炭化して製造される燃料及び還元剤」が追加される 点に関して、再生利用製品としての用途が同じでありな がら製造の手法が異なる場合も、これに含まれると解す ことは可能か。具体的には、食品廃棄物を脱水・乾燥す ることにより、当該廃棄物が燃料化されたものを疑義の 対象としている。	1	炭化については、酸素を遮断した状態での加熱により熱分解することを想定しており、脱水・乾燥のみでは炭化した製造されたこととはなりませんが、食品循環資源を前処理として脱水・乾燥を行い、その後炭化して製造された燃料であっても、「炭化して製造される燃料」に該当するものであると考えているところです。
再生利用対象製品として、「炭化して製造される燃料及び還元剤」の追加されることに関連して、例えば以下の要件を満たせば同様の熱利用を行うための手法の一つとして見なされるか。 ・主な原料: 有機性汚泥, 動植物性残渣等 ・処理方法: 廃棄物を高温蒸気で間接加熱・攪拌しながら乾燥処理させる。 含水率は約10%程度 ・製品形態: ペレットもしくは粒状 ・カロリー: 約4,500kcal ・燃料用途: 熱源及びボイラーでの発電利用	1	炭化については、酸素を遮断した状態での加熱により熱分解することを想定しており、乾燥処理されたものは、「炭化して製造される燃料及び還元剤」には該当しないものと考えているところです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
地球に優しくかつ石炭代替燃料として「バイオマス燃料」の需要が高まっている中で、今後、食品製造業界においてもバイオマス燃料の利用が増えていくものと考えられるが、今回の改正で炭化物の燃料利用のみが盛り込まれると、多様な形で循環型の燃料として活用できる機会を狭めることにならないか。 熱回収時の方法に限定をかけるのではなく、環境負荷・効率・法令遵守についてしっかりとした規定をつくることが妥当ではないか。	2	再生利用製品については、技術的及び経済的な側面と、需要面及び環境面を勘案し、今般、「炭化して製造される燃料及び還元剤」及び「エタノール」を追加する方針であり、今後も同様の観点により、必要に応じて再生利用製品の追加を検討していく方針です。また、法令遵守、環境負荷の低減については、全ての食品廃棄物等の再生利用等に共通することだと考えており、判断基準省令では、生活環境の保全上の支障が生じないよう適切な措置を講じることとするところです。なお、燃料製品を製造するといった再生利用製品の追加のほか、再生利用が困難な場合に限り、熱回収を行うことも今般新たな再生利用等の手法に位置づけることとしており、この場合、環境負荷、効率、法令遵守の観点からも、再生利用が困難な場合であって、一定以上の効率で熱又は電気を利用できる場合のみ、熱回収を実施することができることとしたところです。
食り法において認定される再生利用方法については、 処理対象品目がもっと多く、コスト面でも利用する上で現 実的な処理方法を検討してほしい。 (今回追加される予定の「エタノール化」については、食 品残渣の中でその処理に使えるのはおからぐらいで、処 理コストも肥料化等通常のリサイクル処理と比較すると かなり割高と聞いている)	1	再生利用製品については、技術的及び経済的な側面と、需要面及び環境面を勘案し、必要に応じて追加を検討していく方針です。 リサイクルに必要なコストについては、特に中小・零細規模の食品関連事業者における課題と考えており、市町村が行う家庭の生ごみも含めた再生利用やエネルギー利用施設の整備に対する支援を行うことにより、この点に考慮した施設整備の促進を図ることを基本方針において位置づけたところです。
炭化製品については、個別の検査の実施や規格をきちんと定めないと、炭化という名の不法処理が横行しかねないのではないか。	1	今回追加を予定しております炭化製品は、①地球温暖化の観点から石炭代替燃料として注目されていること、②中国等での石炭需要の急増により世界的に石炭及びコークス等の需給が逼迫しており、かつ、これらの輸入価格も上昇傾向にあることから今後も利用増加が見込まれ、供給過多等による不法投棄の懸念は少ないものと考えております。また、炭化処理が適正なものとなるよう、フォローアップに努めてまいります。
再生利用手法を追加した時に、有用性よりも安価な方へ流れる可能性があるので、優先順位を守らせる義務について規定するべきである。	1	再生利用手法については、既にある飼料化を最優先に 位置づけております。飼料化に仕向けることは経済的に価値が高く、条件が整えば自ずと進むものと見込まれます。 しかしながら、品質や安全性を確保する観点から、飼料に は向かない食品廃棄物等があることも事実であり、企業の 選択肢を拘束しかねない明確な義務化は、必ずしも再生 利用等の促進につながらないと考えます。
再生利用方法としての燃料化については、炭のみに限定せず、「食品循環資源を炭化もしくは乾燥して製造される燃料及び還元剤」として認定されるのが望ましい。ただし、ルールがなければ粗悪なリサイクル・リユースが横行するので、乾燥についても省令によって基準を設けることを前提とする。	1	「炭化して製造される燃料及び還元剤」については、技術的及び経済的な側面と、需要面及び環境面を勘案し、安定的な品質を確保することができるものとして、今般、追加したものであり、その他、食品循環資源は、燃料製品を製造するに至らずとも、熱回収を行うことが可能であることから、燃料製品を製造するといった再生利用製品の追加のほか、再生利用が困難な場合に限り、熱回収を行うことも新たな再生利用等の手法に位置づけることとしたところです。
新規リサイクル手法にかかる技術開発のスピードに法律(リサイクル手法の追加)が対応できるよう、炭化やエタノールなどの手法での再生利用の追加に加え、以下のような制度を提案する。 ①再生利用の方法に該当する一定要件とそれを審査する窓口を定め、要件を満たせば再生利用の方法として認める制度を設置する(逆に要件を満たさない場合には、既存の認定手法であっても再生利用の方法として認めない)。 ②リサイクル手法の認定ではなく、施設ごと(事業主体ごと)の認定に変える。	1	今後とも、再生利用製品については、技術的及び経済的な側面と、需要面及び環境面を勘案し、必要に応じて再生利用製品の追加を検討していく方針です。なお、食品リサイクル法においては、再生利用製品の製造工場としての認定手続きは規定されておりませんが、同法第11条の規定に基づき、特定肥飼料等の製造を業として行う者は、主務大臣の登録を受けることができるとされているところです。

## (2)食品廃棄物等多量発生事業者の発生量要件について

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
100トン以上の事業者が排出する量は全体量からすれば少なく、また、大口の事業者はそれなりの対応をすでにしているのではないか。本当に川下の指導監督の強化をするのであれば、排出量と達成率程度は規模の大小によらず全事業者がするべきではないか。	1	年間100ト未満の事業者については、判断基準省令において定期報告と同様の項目について記録を求めることとしており、地方農政事務所による調査・点検活動によりこれら事業者の実施状況について把握し、指導・助言に努めてまいります。 さらに、必要に応じて、報告徴収・立入検査により再生利用等の状況把握に努めてまいります。

3)その他		
今回追加される再生利用製品の製造工場として認定を得るには、具体的にどのような申請があって、どのような審査が行われるのか。	1	食品リサイクル法においては、再生利用製品の製造工場としての認定手続きは規定されておりませんが、同法第11条の規定に基づき、特定肥飼料等の製造を業として行う者は、主務大臣の登録を受けることができるとされているところです。 なお、一般廃棄物又は産業廃棄物たる食品循環資源の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される許可等を必要とする場合がありますので、ご留意ください。
廃棄物処理法では炭化施設は焼却施設と同等の位置づけであるため、同法上の設置許可・業の許可が必要である。また、この時点で事業計画を含めた不適格要件及び環境アセスメントが実施されることになるが、これをもって食品リサイクル法でいう再生利用製品の認定と置き換えられるのか。それとも、再生利用製品に別段の規格基準を要するのか。	1	食品リサイクル法においては、再生利用製品の製造工場としての認定手続きは規定されておりませんが、同法第11条の規定に基づき、特定肥飼料等の製造を業として行う者は、主務大臣の登録を受けることができるとされているところです。また、この登録手続きを、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可等に係る手続きの完了をもって、簡素化することはできません。
定期報告の受理に関する権限委任については、一般 廃棄物などを考えると末端市町村と協働して行うべきで あり、また、製造・加工所から出る産業廃棄物が一般廃 棄物として安易に焼却されている現状も見直すべきであ る。	1	食品廃棄物の再生利用等については、市町村圏域を越えて広域移動を伴うものであることから、食品関連事業者の指導・監督を主務大臣が行うこととしており、定期報告制度についても、同様に主務大臣の権限としたところですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の排出事業者に対する指導・監督権限を有する地方自治体と連携し、食品廃棄物等の再生利用等が促進されるよう努力してまいりたいと考えております。
食品リサイクル制度に学校教育に期待される役割を明確に位置づけ、学校における食品循環資源の再生利用等を進め、学校での食育を推進しもって、循環型社会の形成に資するため、基本方針のみではなく、政令においても食品関連事業者に「学校教育を行う者」を追加すべきである。	1	食品リサイクル法では、食品廃棄物等の再生利用等の実施の必要性が高いものを食品関連事業者としております。学校をはじめとする教育現場においても再生利用等の取組が浸透しつつあるところですが、これは、事実上教育の一環として行われているものであり、これに携わる機会が想定される「学校教育を行う者」を食品関連事業者とすることは、実態上なじまないものと考えております。

## 2. その他(食品リサイクル法全般に関する意見等)

廃掃法をクリアすることが非常に困難な中で規制品目の追加・リサイクル法上の品目及びリサイクル率の範囲等を変えても意味がない。環境省との調整を真剣に取り組んでほしい。	1	食品循環資源には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物に該当するものもあり、このような食品循環資源については、同法に基づく規定を遵守し、生活環境保全上の支障が生じないように再生利用等を実施する必要がありますので、御理解ください。
改正食品リサイクル法については、民間・公的機関を 含め縛りを強くしてほしい。	1	ご指摘いただきました点につきましては、今後の食品リサイクル制度の運用の参考とさせていただきます。なお、改正食品リサイクル法では、食品廃棄物等多量発生事業者を対象に新たに義務づけられる定期報告において、再生利用等が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認められた場合で、その後の勧告さらには命令という国からの指示に従わなかった場合には、50万円以下の罰金に処せられることとなっております。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
自治体が税金を使って事業系一般廃棄物処理の単価を安く抑えていることは、食品リサイクルの進捗を阻害していると考えられる。食品リサイクル処理への方向へ誘導し、企業が事業系一般廃棄物としての処理を減少させ、食品リサイクルを選択試薬なるような環境作りを進めるためにも、事業系一般廃棄物処理の単価を引き上げることが望まれる。	1	御指摘の点については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項の規定に基づく基本方針において、事業系一般廃棄物を含めた一般廃棄物の処理の有料化の推進を図ることとしております。また、食品リサイクル法においても、食品関連事業者の再生利用等の実施を促進すべく、主務大臣の指導・監督権限を設けているところであり、改正された食品リサイクル制度を適切に運用し、食品リサイクルの更なる推進に取り組んでまいりたいと考えているところです。
サーマルリサイクルについては、半径75kmのルールにとらわれることなく食品残渣の性状や包装形態も考慮してリサイクルにカウントできるよう許容範囲を広めた柔軟な対応が望まれる。 食品廃棄物には、再生利用困難なため熱回収可能な資源となるものも多い場合があるが、75km制限により熱回収としての利用もできない,再生利用もできないことになると、再生利用等の実施率を上げるという法の趣旨に反することにもなるものと考えられる。 さらに、数値規定するのであれば対象となる食品循環資源ごとに規定すべきであり、そのための調査を行う必要がある。	1	半径75km以内の距離に再生利用施設が存在する場合であっても、食品循環資源の種類、性状、量的な面から再生利用が困難な場合には、熱回収の実施を可能としているところです。なお、半径75kmの距離については、登録再生利用事業者の実態を調査の上、有識者の意見を参考にしつつ、定めたところです。
再生利用事業計画の見直しに関し、農家や食品関連事業者に対して何らかの利益や特例がないと進まないのではないか。	1	食品リサイクル法に基づく取組に積極的な事業者からは、取組実績の適正な評価や食品循環資源由来の肥飼料等を用いて生産された農畜水産物等の表示を求める声が出てきており、農水省においても事業者の取組に対する評価手法や円滑な制度運用のための仕組み作りを検討しております。
再生事業計画については、流通・物流段階やと殺市場等との関係上、特定農畜水産物等が食品関連事業者へ戻すことは大都市の大手業者では可能であっても、地方や小規模事業者では難しいのではないか。	1	再生利用事業計画は、食品関連事業者, 再生利用事業者、農畜産漁家の3者の一体的な取組により成立するものであることから, 地方や小規模事業者においても大手業者と同等の機会を持っていると考えます。